

[A] 建武の新政(建武の中興)

- 1334年～**建武の新政** (天皇親政の復活→幕府・摂関・院政を否定)
- (1) 延喜・天暦の治 (醍醐・村上天皇の治世) を模範
 - (2) 縦旨 (天皇の意思を伝える文書) を絶対万能とする
個別安堵法 (土地の所有権の確認は縦旨が唯一の根拠)
 - (3) 大内裏の造営計画 (造営費のため造幣・新税を計画)
 - (4) 乾坤通宝の発行計画 (新貨幣・新紙幣の発行を計画)

[新政の混乱]

- ①武士の不満 (武家社会の慣習を無視 (御成敗式目の年紀法などを否定))
(恩賞の不公平・大内裏造営費として二十分の一税の負担)
- ②公家の不満 (公家社会の慣習を否定 (家柄の無視・恣意的な官職の任免))
- ③農民の不満 (大内裏の造営計画などにより農民の負担が増大したため)
ex. 若狭国太良荘 (東寺(教王護国寺)領) が提出した申状

建
武
の
新
政

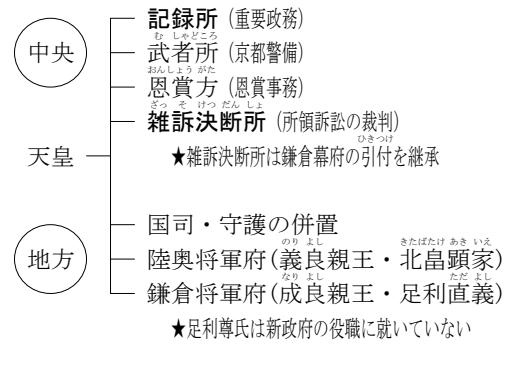
- 1334年 二条河原の落書 (新政への風刺) in『建武年間記』
- 1335年 中先代の乱 (北条時行 (北条高時の子) が信濃で挙兵し、鎌倉を一時占拠)
鎌倉將軍府が占拠された混乱に乗じて、足利直義が幽閉中の護良親王を殺害
→足利尊氏が反乱を鎮圧して鎌倉を奪回した後、建武政権に反旗をひるがえす
- 1336年 渋川の戦い (摂津国) (楠木正成が戦死)
→入京した足利尊氏は光明天皇 (持明院統) を擁立 (北朝)
→その後、後醍醐天皇 (大覚寺統) は吉野へ逃れる (南朝)
★光明天皇に偽の三種の神器を譲渡→以後、約60年間近く南北朝の動乱が続く

南北朝の動乱

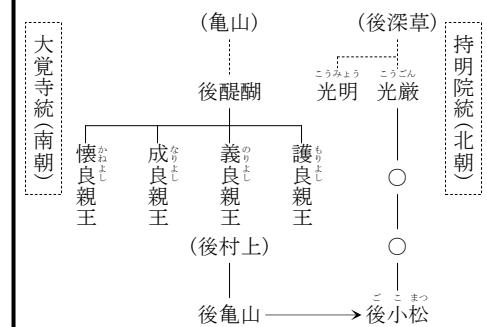
- 1336年 建武式目 (足利尊氏が定めた17カ条の当面の政治方針)
足利尊氏の諮問に中原章賢 (是円) らが答申する形式
- ①幕府の所在地の選定 (鎌倉におくか京都に移すか)
 - ②政道の事 (1) 儉約を行い婆娑羅 (派手な行動) を禁止
(2) 守護には戦功よりも能力を重んじて任命
- ★基本法令=御成敗式目・追加法令=建武以来追加
- 1338年 足利尊氏が征夷大将軍に就任

室町幕府の機構
(足利義満の頃に整う)

[建武の新政の職制]



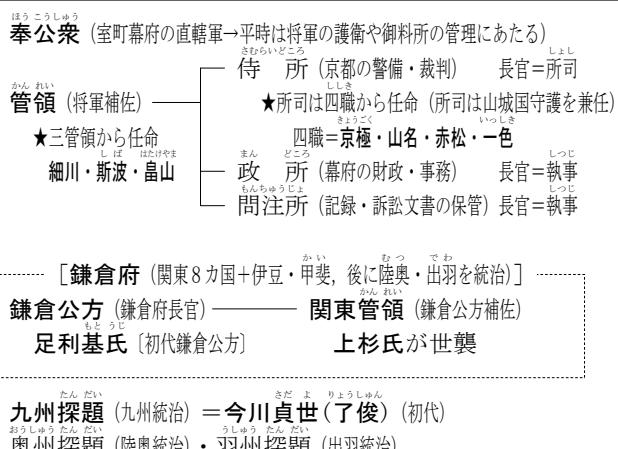
図解NOTE [天皇家系図]



- 【北朝=光明天皇 (持明院統) in 京都 (山城国)】
『梅松論』 (北朝の正統性を示す)
★作者不詳→尊氏側近の武将によって執筆されたものか?

- 【南朝=後醍醐天皇 (大覚寺統) in 吉野 (大和国)】
北畠親房『神皇正統記』 (南朝の正統性を示す)
★奥州・東国で南朝勢力の維持・拡充に努める→常陸國の小田城で執筆

- VS
- 1338年 石津の戦い (和泉国) (北畠親房が戦死)
- 1338年 藤島の戦い (越前国) (新田義貞が戦死)
★後醍醐天皇が死去 (1339) →後村上天皇 (義良親王) が即位
- 1348年 四条畷の戦い (河内国) (楠木正行が戦死)
★北朝側の高師直が吉野を焼き打ち→南朝側は賀名生へ逃れる



御料所 (幕府の直轄する荘園)	
直轄領	年貢・公事・夫役を徴収
商工業者	倉役 (土倉から徴収)
政所が徴収	酒屋役 (酒屋から徴収)
庶民	段錢 (田地1段ごとに課した臨時税)
守護が徴収	棟別錢 (家屋1棟ごとに課した臨時税)
関・津	関錢 (関所での通行税)
貿易	津料 (港での入港税)
その他	抽分錢 (日明貿易の際の輸入税として貿易商から利益の1/10を徴収)
	分一錢 (幕府に納入する債権・債務額の1/5 or 1/10の手数料)

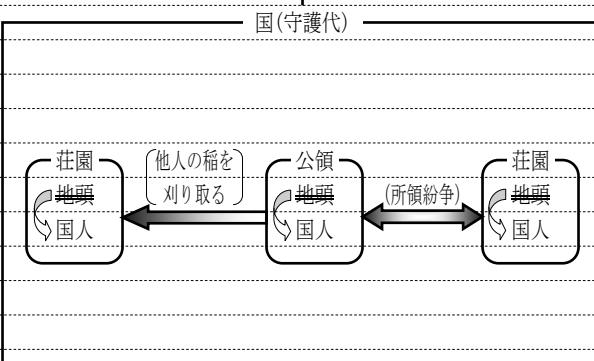
室町幕府の動向		守護大名の成長と抑圧
尊 氏 義 詮 滿	1338年~足利尊氏(兄)・足利直義(弟)の二頭政治 尊氏(軍事指揮権など主制的支配権を担う) 直義(所領裁判権など統治権の支配権を担う)	★国人(地縁的に結びつき、自立的な権力を強めた莊官・地頭などの在地領主)
	〔観応の擾乱(1350~52)〕 (急進派) 足利尊氏(征夷大將軍) 高師直(尊氏の執事) 〔伝統的権威を否定し、在地での武士の権益拡大を支持〕	(漸進派) 足利直義(尊氏の弟) 足利直冬(直義の養子) 〔伝統的権威の秩序維持を尊重し、公武協調を模索〕
	★ばさら(伝統無視・派手な行動)として近江の佐々木尊義も有名 ①足利直義が高師直を殺害→足利尊氏が鎌倉で足利直義を毒殺 ②足利直冬が尊氏に敗北→のち、尊氏は子の足利義詮に將軍を譲る	1346年 剣田狼藉(他人の稻を刈り取る行為)の取り締まり権 使節遵行権(裁判の判決を幕府に代わり守護が強制的に執行する)
	1368年 足利義満が3代將軍に就任(→足利義詮の死去)	→1352年 半濟令(觀応令) 莊園・公領の年貢の半分を兵糧米として徴収する権利を守護に認める ★戦乱の激しかった近江・美濃・尾張の3国で1年限りの臨時に施行 →のち、各地の守護たちの要望により全国的・永続的に行われる
	管領の細川頼之(のち康暦の政変で失脚)が足利義満を補佐 〔九州における南朝の抵抗〕	1368年 半濟令(応安令) ①皇室・寺社・摂関家領を除いた莊園・公領の年貢の半分を徴収 ②莊園・公領の下地そのものの折半を認める(事実上の下地中分)
	1371年 南朝の懐良親王(征西將軍)が九州を統一 →1372年 北朝の今川貞世(了俊)(九州探題)が制圧	★守護請(守護が莊園・公領の一定の年貢納入を請け負う制度)
	1378年 幕府を京都三条殿から京都室町殿に移転 足利義満が京都に建てた將軍殿は「花の御所」と呼ばれる 〔朝廷の京都市政権(檢非違使の管轄)接収〕 侍所(檢非違使の京都警察権・裁判権を接収) 政所(檢非違使の京都商業課税権(倉役・酒屋役の徴収)を接収)	〔国衙の行政機能の吸収(守護の権限強化を背景に獲得)〕 段錢・棟別銭(田地・家屋ごとに賦課する権限を朝廷(国司)から接収)
	1392年 足利義満の斡旋で南北朝が合一 後龜山天皇(南朝)が後小松天皇(北朝)に譲位 →三種の神器(皇位の象徴としての鏡・剣・玉)を譲渡	〔守護大名の成長〕 守護は幕府から与えられたこれらの権限行使し、国人を被官(家臣)とし、一国全般に及ぶ支配を確立した守護大名へと成長。守護が任国を領国化した支配体制を守護領国制、守護の代官を守護代というが、一円知行化はできず
	1394年 足利義満が太政大臣に就任(征夷大將軍を辞任) 翌年出家して道義と名乗る→北山殿(のち鹿苑寺金閣)を建立	1390年 土岐氏の乱 by 土岐康行(美濃中心の守護大名) 1391年 明徳の乱 by 山名氏清(山陰中心の守護大名) 11カ国守護を兼任=六分一殿(六分一衆)と称された 1399年 応永の乱 by 大内義弘(周防・長門中心の守護大名) 6カ国守護を兼任→堺(和泉国)で反乱を起こすが敗死

図解NOTE①【守護大名の成長】

守護大名(幕政参加のため在京)

→複数国の守護を兼任する者も

國(守護代)



図解NOTE②【半濟令・守護請】

莊園領主(貴族・寺社)

②莊園の經營を一任
=守護請
④一定額の税を納入
①年貢滞納

半濟令

年貢の半分を
守護が徴収

守護

国人

莊園

③代わりに年貢徴収
①年貢滞納

觀応の半濟令(1352)…年貢の半分(半濟)を徴収(あくまでも米)
応安の半濟令(1368)…土地そのものの半分を守護の領地とする
→半濟令と守護請により国内は守護の領国化される(守護領国制)
but 皇室・寺社・摂関家の莊園に介入することは禁じられた
ため(守護使不入), 守護大名は領国の一円知行化はできず

**建
武
の
新
政
年
年
年
年
年
年
年
年
年**

1334年～_____ (_____の復活—幕府・摂関・院政を否定)

- (1) _____ (_____・天皇の治世) を模範
- (2) _____ (天皇の意思を伝える文書) を絶対万能とする
_____ (土地の所有権の確認は綸旨が唯一の根拠)
- (3) **大内裏の造営計画** (造営費のため造幣・新税を計画)
- (4) _____ の発行計画 (新貨幣・新紙幣の発行を計画)

〔新政の混乱〕

- ① **武士の不満** (武家社会の慣習を無視 (御成敗式目の_____などを否定))
(恩賞の不公平・大内裏造営費として二十分の一税の負担)
- ② **公家の不満** (公家社会の慣習を否定 (家柄の無視・恣意的な官職の任免))
- ③ **農民の不満** (大内裏の造営計画などにより農民の負担が増大したため)
ex. _____国 _____荘 (_____領) が提出した申状

↓

年 _____ (新政への風刺) in 『_____』

年 _____ (_____ (北条高時の子) が _____で挙兵し, 鎌倉を一時占拠)
鎌倉将軍府が占拠された混乱に乗じて, _____が幽閉中の _____親王を殺害
→足利尊氏が反乱を鎮圧して鎌倉を奪回した後, 建武政権に反旗をひらがえす

年 _____ の戦い (摂津国) (_____が戦死)
→入京した足利尊氏は _____天皇 [_____統] を擁立 (北朝)
→その後, _____天皇 [_____統] は _____へ逃れる (南朝)
★光明天皇に偽の _____を譲渡→以後, 約 _____年間近く南北朝の動乱が続く

〔北朝= _____天皇 [_____統] in 京都 (山城国) 〕
『_____』 (北朝の正統性を示す)
★作者不詳=尊氏側近の武将によって執筆されたものか?

VS

〔南朝= _____天皇 [_____統] in _____ (大和国) 〕
『_____』 (南朝の正統性を示す)
★奥州・東国で南朝勢力の維持・拡充に努める→ _____國の _____城で執筆

年 _____ (_____が定めた _____条の当面の政治方針)
_____の諮問に _____らが答申する形式

- ① **幕府の所在地の選定** (_____におくか _____に移すか)
- ② **政道の事** (1) **偣約**を行い (派手な行動) を禁止
(2) **守護**には戦功よりも能力を重んじて任命

★基本法令= _____・追加法令= _____

年 _____ が _____に就任

〔建武の新政の職制〕

中央

天皇

地方

〔重要政務〕

〔京都警備〕

〔恩賞事務〕

〔所領訴訟の裁判〕

★雑訴決断所は鎌倉幕府の _____を継承

〔併置〕

★ _____は新政府の役職に就いていない

図解 NOTE [天皇家系図]

室町幕府の機構（の順に整う）

```

graph TD
    Central[中央] --- General[將軍]
    Central --- Provinces[地方]
    General --- Capital[京都]
    General --- Provinces
    Capital --- CapitalOffice[京師]
    Capital --- CapitalPolice[京衛]
    CapitalOffice --- CapitalPoliceOfficer[京衛長官]
    CapitalOffice --- CapitalPoliceOfficerAssist[京衛副官]
    CapitalOffice --- CapitalPoliceOfficerSuccessor[京衛承継者]
    CapitalPolice --- CapitalPoliceOfficer
    CapitalPolice --- CapitalPoliceOfficerAssist
    CapitalPolice --- CapitalPoliceOfficerSuccessor
    CapitalPoliceOfficer --- CapitalPoliceOfficerSuccessor
    CapitalPoliceOfficerSuccessor --- FirstGenCapitalPoliceOfficer[第一代京衛長官]
    Provinces --- ProvincesOffice[地方]
    Provinces --- ProvincesPolice[地方警備]
    ProvincesOffice --- ProvincesPoliceOfficer[地方警備長官]
    ProvincesOffice --- ProvincesPoliceOfficerAssist[地方警備副官]
    ProvincesOffice --- ProvincesPoliceOfficerSuccessor[地方警備承継者]
    ProvincesPolice --- ProvincesPoliceOfficer
    ProvincesPolice --- ProvincesPoliceOfficerAssist
    ProvincesPolice --- ProvincesPoliceOfficerSuccessor
    ProvincesPoliceOfficer --- ProvincesPoliceOfficerSuccessor
    ProvincesPoliceOfficerSuccessor --- FirstGenProvincesPoliceOfficer[第一代地方警備長官]
  
```

(室町幕府の直轄軍→平時は將軍の護衛や御料所の管理にある)

中央

將軍

地方

(京都の警備・裁判) 長官 = _____

★所司は _____ から任命 (所司は _____ 国守護を兼任)

四職 = _____ · _____ · _____ · _____

(幕府の財政・事務) 長官 = 執事

(記録・訴訟文書の保管) 長官 = 執事

[_____ (関東8カ国+ _____ · _____, 後に _____ · _____ を統治)]

(鎌倉府長官) _____ (鎌倉公方) _____ 氏が世襲

(九州統治) = _____ (_____) (初代)

(陸奥統治) · _____ (出羽統治)

直轄領 (幕府の直轄する荘園)

年貢・公事・夫役を徴収

商工業者 (土倉から徴収)

政所が徴収 (酒屋から徴収)

庶民 (田地1段ごとに課した臨時税)

守護が徴収 (家屋1棟ごとに課した臨時税)

関・津 (関所での通行税)

貿易 (港での入港税)

貿易 (日明貿易の際の輸入税として
貿易商から利益の1/10を徴収)

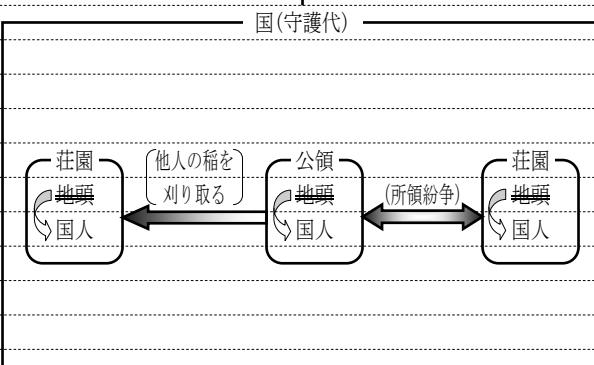
その他 (幕府に納入する債権・債務
額の1/5 or 1/10の手数料)

・図解NOTE① [守護大名の成長] -

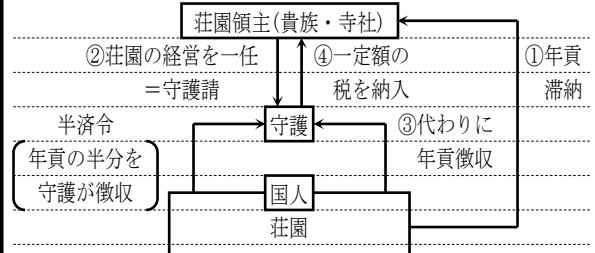
守護大名(幕政参加のため在京)

→複数国の守護を兼任する者も

國(守護代) —



- 图解NOTE② [半濟令・守護請]



觀応の半済令(1352)…年貢の半分(半済)を徵収(あくまでも米)

応安の半済令(1368)…土地そのものの半分を守護の領地とする

→半濟令と守護請により国内は守護の領国化される(守護領国制)

but 皇室・寺社・摂関家の莊園に介入することは禁じられた

ため(守護使不入), 守護大名は領国の一円知行化はできず